

平成 30 年 9 月 20 日

高知県議会議長 土 森 正 典 様

高知県議会総務委員会委員長 明 神 健 夫 印

総務委員会報告書

平成 30 年 6 月定例会において当委員会が付託を受けた事件について、審査又は調査した経過を次のとおり報告します。

委員会の活動状況

| 年 月 日 | 審 査 又 は 調 査 事 項 | 備 考 |
|----------|----------------------|-----|
| 30. 8. 2 | 出先機関等の調査事項の取りまとめについて | |

以上、報告の詳細については、委員会記録を参照してください。

平成 30 年 9 月 20 日

高知県議会議長 土 森 正 典 様

高知県議会危機管理文化厚生委員会委員長 池 脇 純 一 印

危 機 管 理 文 化 厚 生 委 員 会 報 告 書

平成 30 年 6 月定例会において当委員会が付託を受けた事件について、審査又は調査した経過を次のとおり報告します。

委員会の活動状況

| 年 月 日 | 審 査 又 は 調 査 事 項 | 備 考 |
|----------------------------|--|------------|
| 30. 8. 3 | 出先機関等の調査事項の取りまとめについて | |
| 自 30. 8. 29 至 30. 8. 31 | (1) 震災復興の取り組みと現状について (2) ノルディックウォーキングの取り組みについて (3) 地域における障害者就農の仕組みづくりについて (4) 北海道博物館の取り組みについて | 宮城県 北海道 |

以上、報告の詳細については、委員会記録又は調査出張報告書を参照してください。

平成 30 年 9 月 20 日

高知県議会議長 土 森 正 典 様

高知県議会商工農林水産委員会委員長 西 内 健

印

商 工 農 林 水 產 委 員 會 報 告 書

平成 30 年 6 月 定例会において当委員会が付託を受けた事件について、審査又は調査した経過を次のとおり報告します。

委員会の活動状況

| 年 月 日 | 審 査 又 は 調 査 事 項 | 備 考 |
|----------|--------------------------------|-----|
| 30. 7.27 | 出先機関等の調査事項の取りまとめについて | |
| 30. 8.29 | 新たな管理型最終処分場の候補地選定に係る現地調査結果について | |

以上、報告の詳細については、委員会記録を参照してください。

平成 30 年 9 月 20 日

高知県議会議長 土 森 正 典 様

高知県議会産業振興土木委員会委員長 加 藤 漠

印

産 業 振 興 土 木 委 員 会 報 告 書

平成 30 年 6 月 定例会において当委員会が付託を受けた事件について、審査又は調査した経過を次のとおり報告します。

委員会の活動状況

| 年 月 日 | 審 査 又 は 調 査 事 項 | 備 考 |
|--------------------------|---|-----|
| 30. 7. 26 | 出先機関等の調査事項の取りまとめについて | |
| 30. 8. 30 | 航空会社への支援策について | |
| 自 30. 9. 5 至 30. 9. 6 | (1) 観光振興の取り組みについて 広域観光の取り組みについて (2) 歴史資源の磨き上げについて | 北海道 |

以上、報告の詳細については、委員会記録又は調査出張報告書を参照してください。

平成 30 年 9 月 20 日

高知県議会議長 土 森 正 典 様

高知県議会議会運営委員会委員長 梶 原 大 介 印

議 会 運 営 委 員 会 報 告 書

平成 30 年 6 月定例会において当委員会が付託を受けた事件について、審査又は調査した経過を次のとおり報告します。

委員会の活動状況

| 年 月 日 | 審 査 又 は 調 査 事 項 | 備 考 |
|----------|---|-----|
| 30. 9.14 | (1) 9月定例会の日程及び運営について (2) 議員派遣について (3) その他 | |

以上、報告の詳細については、委員会記録を参照してください。

意見書に関する結果について (平成30年6月定例会における議決に関するもの)

1 地方財政の充実・強化を求める意見書

国においては、平成30年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」で、2019年度から2021年度までの基盤強化期間の間、「地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。」としている。

その一方で、国、地方で歩調を合わせた歳出改革や効率化に取り組むという考え方のもと、歳出効率化等に頑張る自治体を支援することや、地方財政計画等の「見える化」の推進を図る方針が示された。

このため、全国知事会においては、本年7月に、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保とともに、地方財政計画における一般行政経費（単独）の総額確保、臨時財政対策債の縮減及び地方法人課税の新たな偏在是正により生ずる財源の地方財政計画への確実な計上など、地方税財源の確保・充実等に関する提言を取りまとめ、国に働きかけを行っている。

あわせて、全国市長会や全国町村会においては、市町村税源の充実強化や、地方の実態を踏まえた歳出改革の実現などの提言を取りまとめ、国に働きかけを行っている。

こうした中、本年8月に公表された平成31年度地方交付税の概算要求においては、「経済財政運営と改革の基本方針2018」で示された経済・財政再生計画を踏まえ、平成30年度地方財政計画の一般財源総額を上回る要求がなされ、また地方交付税の法定率の引き上げについても事項要求されたところである。

今後も引き続き、国の動向を注視しつつ、必要に応じて本県独自の政策提言を行うほか、他の地方公共団体とも連携しながら全国知事会や国と地方の協議の場などあらゆる機会を通じて、地方税財源の確保・充実を初め、地方の社会保障の充実・安定化、防災・減災対策の加速化、地方創生の推進など、地方が抱える課題の解決に向け、国に対して働きかけていくこととなっている。

2 日本年金機構の情報セキュリティ対策の見直しを求める意見書

日本年金機構における業務のあり方等に関する調査委員会の報告書を受け、日本年金機構において「外部委託・調達管理等の見直しプロジェクトチーム」を設置し、取り組みを進めるとともに、9月末までの取り組み状況を機構から社会保障審議会年金事業管理部会へ報告する予定である。また報告に先立ち、年金事業管理部会の「業務改善計画の実施状況等の検証作業班」において、調達ルール・外部委託管理ルールの見直しに関すること、組織体制の強化に関すること、インハウス型委託の推進に関すること、人事体系・本部組織のリスク管理の見直し等に関することが着実に検討・実施されているか、進捗状況等の確認を行うこととなっている。

なお、業務改善命令では、日本年金機構に対して、9月末時点での改善措置状

況の報告後も、当分の間、定期的に報告を行うことを求めている。

3 旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書

全国知事会においては、「平成31年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」の中に、国の責任において速やかに必要な救済措置を講ずることの要望を盛り込み、本年8月に国へ要請している。

なお、報道によると、与党は平成30年8月9日現在、手術を受けたことを示す個人記録など直接的な証拠が現存していないくとも救済の対象とする方向で検討に入っており、与党ワーキングチームにて超党派の議員連盟と連携して年内に基本方針を策定し、年明けの通常国会での関係法案提出を目指している。

4 難病患者の医療費助成制度の充実を求める意見書

現時点では、重症度分類基準の選別を行わず、全ての難病患者を医療費助成の対象とするなどの制度充実に向けての具体的な国の動きはない。

なお、難病法において、法施行後5年以内を目途として、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものと規定されていることから、今後も国の動向を注視していく必要がある。

5 ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書

ヘルプマーク及びヘルプカード普及推進については、市町村地域生活支援事業の「理解促進研修・啓発事業」や平成29年度に創設された都道府県地域生活支援促進事業（国が特別に促進が必要と認める事業）の「心のバリアフリー推進事業」を活用し、取り組みを行うことが可能となっている。平成31年度予算の概算要求においても、前年度に比べ増額要求されている。

国は、引き続き、マーク等の配布のみにとどまらず、広く地域住民への周知を行うよう啓発を行っていくこととしている。

なお、公共交通機関へのヘルプマーク導入のための指針の作成については、今のところ具体的な国の動きはない。

6 障害福祉サービス等報酬改定に当たって激変緩和措置を求める意見書

報酬改定により多くの就労継続支援B型事業所で報酬が減となることや、特にその影響が大きくなる平均工賃が低い事業所に対しては、平成30年4月時点で次の措置が講じられている。

- (1) 就労継続支援B型サービス費の基本報酬区分を決定する際の平均工賃月額を算出する際に、次の者が計算から除外することができる利用者とされている。
 - ア 複数の日中活動に係る障害福祉サービスを利用している者
 - イ 月の途中において利用開始や利用終了した者

(2) 障害基礎年金1級受給者が利用者の半数以上の場合は、重度者支援体制加算を算定することができることに加え、平均工賃月額に2,000円を加えた額を報酬評価上の事業所の平均工賃月額とすることができる。

また上記に加えて、平成30年7月30日付け「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.4」により、就労継続支援B型サービス費の基本報酬区分を決定する際の平均工賃月額を算出する際の計算から除外することができる利用者として次の者が加えられることとなり、平成30年4月にさかのぼって基本報酬区分を変更できることとなった。

- ア 人工透析など、通年かつ毎週1回以上引き続き通院する必要がある者であって、事業所の努力では利用者の利用日数をふやすことができない者
- イ サービス利用途中において、通年かつ毎週引き続き通院する必要が生じた者

7 地域材の利用拡大推進を求める意見書

林野庁は本年6月12日に市町村職員等を対象に森林経営管理法とあわせ森林環境譲与税（仮称）の説明会を開催し、情報提供を行っている。現在、地方公共団体へ森林環境譲与税（仮称）の検討状況調査を行っており、地方公共団体の取り組み内容について把握しているところである。この検討状況も踏まえて、森林地域と都市地域の連携した取り組みについても円滑に進められるよう、情報提供や助言をしていくことになっている。

関係省庁の公共建築物の補助事業については、木材利用を採択要件・加算要件としている補助事業があり、林野庁木材利用課が関係省庁の制度一覧についてホームページを年度ごとに更新して公表を行っている。また、公共建築物の木造化・木質化の建築工事への支援については、「林業・木材産業成長産業化促進対策」において、平成31年度予算の概算要求に引き続き盛り込まれている。

C L T等の利用促進等への取り組み支援については、林野庁の「木材産業・木造建築活性化対策」において、技術開発の支援、設計者・施工者等の育成などについて、平成31年度予算の概算要求に引き続き盛り込まれている。

また、林野庁の平成31年度予算の概算要求において、新たに民間事業者が整備する非住宅建築物の木材利用を促進するため、木材利用に取り組む民間企業のネットワークの構築や、新たな木造建築の設計施工システムの確立、木材利用の理解醸成等への支援が盛り込まれている。

木材加工流通施設、木質バイオマス利用促進施設の整備支援については、林野庁の「林業・木材産業成長産業化促進対策」において、平成31年度予算の概算要求に引き続き盛り込まれている。

30 高政企第 150 号
平成 30 年 9 月 20 日

高知県議会議長 土森正典様

高知県知事 尾崎正直

印

議案の提出について

平成 30 年 9 月高知県議会定例会に、次に記載する議案を別紙のとおり提出します。

- 第 1 号 平成 30 年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 平成 30 年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第 3 号 平成 30 年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算
- 第 4 号 平成 30 年度高知県電気事業会計補正予算
- 第 5 号 平成 30 年度高知県病院事業会計補正予算
- 第 6 号 高知県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例議案
- 第 7 号 高知県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例議案
- 第 8 号 高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 9 号 高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 10 号 高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第 11 号 高知県病院等の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 12 号 高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 13 号 高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第 14 号 高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第 15 号 高知県が当事者である和解の申立てに関する議案
- 第 16 号 高知県が当事者である和解の申立てに関する議案
- 第 17 号 新足摺海洋館飼育設備工事請負契約の締結に関する議案

- 第 18 号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽設備工事委託に関する協定の締結に関する議案
- 第 19 号 高知新港荷役機械整備工事請負契約の締結に関する議案
- 第 20 号 高知警察署庁舎新築建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第 21 号 和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 22 号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結に関する議案
- 第 23 号 平成 29 年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第 24 号 平成 29 年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 報第 1 号 平成 29 年度高知県一般会計歳入歳出決算
- 報第 2 号 平成 29 年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 3 号 平成 29 年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 4 号 平成 29 年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 5 号 平成 29 年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算
- 報第 6 号 平成 29 年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 7 号 平成 29 年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 8 号 平成 29 年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 報第 9 号 平成 29 年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算
- 報第 10 号 平成 29 年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算
- 報第 11 号 平成 29 年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第 12 号 平成 29 年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第 13 号 平成 29 年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第 14 号 平成 29 年度高知県県営林事業特別会計歳入歳出決算
- 報第 15 号 平成 29 年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第 16 号 平成 29 年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第 17 号 平成 29 年度高知県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 報第 18 号 平成 29 年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算
- 報第 19 号 平成 29 年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算
- 報第 20 号 平成 29 年度高知県電気事業会計決算
- 報第 21 号 平成 29 年度高知県工業用水道事業会計決算
- 報第 22 号 平成 29 年度高知県病院事業会計決算
- 報第 23 号 平成 30 年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

条例議案の提出について

平成30年9月高知県議会定例会に、高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例議案を別紙のとおり提出します。

平成30年9月20日

高知県議会議長 土森正典様

提出者 高知県議会議員 西内 健

同 加藤 漢

同 野町雅樹

同 上田貢太郎

同 今城誠司

同 浜田豪太

別 紙

高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例議案

高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例を次のように定める。

平成30年9月20日提出

高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

自転車は、経済性及び利便性が高く、気軽な交通手段として、日常生活の中で、子どもから高齢者に至る幅広い年齢層に利用されている。また、健康増進や環境への関心の高まり、更にはスポーツとしてのサイクリングの人気の広まりからも、今後更に自転車の利用は増えるものと思われる。

一方で、自転車はその身近さゆえに、道路交通法に規定された車両であるという認識が低くなりがちであり、交通ルールやマナーを無視した自転車の走行が、時として重大な交通事故を引き起こし、自転車利用者が高額な賠償を求められる事例も発生している。また、配慮を欠いた自動車の運転により、子どもをはじめとした自転車利用者が被害者となる交通事故も起きている。

そのため、県、県民、自転車利用者等のそれぞれの責務や役割を明らかにするとともに、交通安全教育を通じて、自転車利用者の安全利用に関する意識の向上等を図ることが必要である。

ここに、自転車の安全で適正な利用を促進し、県民誰もが他人を思いやり、特に少子高齢化が進む本県において、子どもや高齢者など交通弱者が脅かされることなく、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、自転車（道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。以下同じ。）の安全で適正な利用に関し、県、自転車利用者及び自動車等（法第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）を運転する者の責務並びに県民、事業者及び交通安全に関する活動を行う団体（以下「関係団体」という。）の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本的な事項を定めることにより、自転車の安全で適正な利用を促進し、もって歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行し、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、国、市町村、県民、事業者及び関係団体との相互の連携及び協力の下、自転車の安全で適正な利用を促進するための総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、県民、事業者及び関係団体が実施する自転車の安全で適正な利用の促進のための取組に関して、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(市町村との連携)

第3条 県は、自転車の安全で適正な利用を促進する上で市町村が果たす役割及び県と市町村との連携の重要性に鑑み、市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自転車利用者の責務)

第4条 自転車利用者は、車両（法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。第6条において同じ。）の運転者としての責任を自覚し、法その他関係法令等を遵守するとともに、自転車の安全で適正な利用に努めなければならない。

2 自転車利用者は、自転車が関係する交通事故の防止に関する知識の習得に努めなければならない。

(県民の役割)

第5条 県民は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域等における自転車の安全で適正な利用のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

2 県民は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めるものとする。

(自動車等を運転する者の責務)

第6条 自動車等を運転する者は、自転車が車両であることを認識し、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に道路を通行することができるよう配慮するよう努めなければならない。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、自転車を利用して通勤し、又はその事業活動において自転車を利用する従業者に対し、自転車の安全で適正な利用のために必要な啓発及び指導を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、自転車の安全で適正な利用の促進のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

3 事業者は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めるものとする。

(関係団体の役割)

第8条 関係団体は、自転車の安全で適正な利用に関する県民及び事業者の理解を深める

ための取組を積極的に推進するよう努めるものとする。

- 2 関係団体は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めるものとする。

(県民に対する自転車交通安全教育)

第9条 県は、県民に対し、自転車を安全で適正に利用し、歩行者及び自動車等と共に安全に道路を通行することができるようするための交通安全教育（以下「自転車交通安全教育」という。）を行うものとする。

(学校における自転車交通安全教育等)

第10条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校の長（次項において「校長」という。）は、その児童、生徒又は学生に対し、発達の段階に応じた自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない。

- 2 校長は、児童、生徒又は学生が自転車の安全で適正な利用に関する活動を自ら進んで実践するよう配慮しなければならない。

- 3 学校教育法第1条に規定する大学、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校の長は、その学生又は生徒に対し、自転車の安全で適正な利用のために必要な啓発を行うよう努めなければならない。

(家庭における自転車交通安全教育等)

第11条 児童等（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）を保護する責任のある者（以下「保護者」という。）は、その保護する児童等に対し、自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない。

- 2 保護者は、その保護する児童等の自転車に反射器材を備えるよう努めるとともに、当該児童等が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

- 3 高齢者の家族は、当該高齢者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する事項について助言をするよう努めなければならない。

(自転車の点検整備等)

第12条 自転車利用者（自転車の利用に係る管理を行う者を含む。以下この条及び第14条において同じ。）、自転車の貸付けを業とする者（以下「自転車貸付業者」という。）及び自転車を事業の用に供する事業者は、自転車の点検整備（自転車の本体及びブレーキ、前照灯、反射器材その他の装備の安全性を確保するために必要な点検及び整備をいう。次項において同じ。）を行うよう努めなければならない。

- 2 保護者は、その保護する児童等の自転車の点検整備を行うよう努めなければならない。

- 3 自転車利用者は、その利用する自転車について、盗難防止のための施錠その他の防犯対策に努めなければならない。

(自転車小売業者等による情報の提供)

第13条 自転車の小売を業とする者（以下「自転車小売業者」という。）又は自転車貸付業者は、自転車を購入しようとする者又は自転車を借り受けようとする者に対し、自転車の安全で適正な利用のために必要な情報の提供及び助言を行うよう努めるものとする。

（自転車損害賠償保険等への加入）

第14条 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等（自転車の利用に係る事故により生じた他人の生命又は身体の損害を填補するための保険又は共済をいう。以下同じ。）に加入するよう努めなければならない。

2 保護者は、その保護する児童等が自転車を利用するときは、当該児童等の自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

3 自転車貸付業者又は自転車を事業の用に供する事業者は、その事業活動に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

（自転車損害賠償保険等への加入に関する情報提供）

第15条 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入した者に対し、自転車損害賠償保険等への加入に関する情報を提供するよう努めるものとする。ただし、当該自転車を購入した者が自転車損害賠償保険等に加入していることを確認することができた場合は、この限りでない。

（広報及び啓発等）

第16条 県は、国、市町村及び関係団体と連携し、自転車の安全で適正な利用を促進するために必要な広報及び啓発を行うものとする。

2 県及び関係団体は、乗車用ヘルメットの適正な方法による着用の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県及び関係団体は、自転車損害賠償保険等への加入の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（自転車に係る利用環境の整備）

第17条 県は、国、市町村及び関係団体と連携し、自転車に係る利用環境の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第18条 県は、自転車の安全で適正な利用を促進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案付託表

(総務委員会)

| 事件の番号 | 件名 | 審査結果 | 備考 |
|---------|---|------|----|
| 第 1 号 | 平成30年度高知県一般会計補正予算（総務委員会が所管する部分。） | | |
| 第 8 号 | 高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例 議案 | | |
| 第 9 号 | 高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例 議案 | | |
| 第 10 号 | 高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例 議案 (総務委員会が所管する部分。) | | |
| 第 20 号 | 高知警察署新築主工事請負契約の締結に関する議案 | | |
| 報第 23 号 | 平成30年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告（総務委員会が所管する部分。） | | |

(危機管理制度委員会)

| 事件の番号 | 件名 | 審査結果 | 備考 |
|--------|---|------|----|
| 第 1 号 | 平成30年度高知県一般会計補正予算（危機管理制度委員会が所管する部分。） | | |
| 第 4 号 | 平成30年度高知県電気事業会計補正予算 | | |
| 第 5 号 | 平成30年度高知県病院事業会計補正予算 | | |
| 第 6 号 | 高知県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例議案 | | |
| 第 7 号 | 高知県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例議案 | | |
| 第 10 号 | 高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例議案 (危機管理制度委員会が所管する部分。) | | |
| 第 11 号 | 高知県病院等の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案 | | |
| 議発第1号 | 高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例議案 | | |

(商工農林水産委員会)

| 事件の番号 | 件名 | 審査結果 | 備考 |
|--------|---|------|----|
| 第 1 号 | 平成30年度高知県一般会計補正予算（商工農林水産委員会が所管する部分。） | | |
| 第 2 号 | 平成30年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算 | | |
| 第 10 号 | 高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例議案 (商工農林水産委員会が所管する部分。) | | |
| 第 13 号 | 高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案 | | |
| 第 15 号 | 高知県が当事者である和解の申立てに関する議案 | | |
| 第 16 号 | 高知県が当事者である和解の申立てに関する議案 | | |

(産業振興土木委員会)

| 事件の番号 | 件名 | 審査結果 | 備考 |
|---------|---|------|----|
| 第 1 号 | 平成30年度高知県一般会計補正予算（産業振興土木委員会が所管する部分。） | | |
| 第 3 号 | 平成30年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算 | | |
| 第 12 号 | 高知県立足摺海岸館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案 | | |
| 第 14 号 | 高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案 | | |
| 第 17 号 | 新足摺海岸館設備工事請負契約の締結に関する議案 | | |
| 第 18 号 | 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽設備工事委託に関する協定の締結に關する議案 | | |
| 第 19 号 | 高知新港荷役機械整備工事請負契約の締結に関する議案 | | |
| 第 21 号 | 和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案 | | |
| 第 22 号 | 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結に関する議案 | | |
| 報第 23 号 | 平成30年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告（産業振興土木委員会が所管する部分。） | | |

議発第2号

議案の提出について

平成30年9月高知県議会定例会に、議員を派遣することについて議会の決定を求める議案を別紙のとおり提出します。

平成30年10月3日

高知県議会議長 土森正典様

提出者 高知県議会議員 梶原大介

同 黒岩正好

同 上田貢太郎

同 今城誠司

同 加藤漠

同 桑名龍吾

同 浜田英宏

同 大野辰哉

同 中内桂郎

同 米田稔

別紙

議員を派遣することについて議会の決定を求める議案

次のとおり議員を派遣することについて、高知県議会会議規則（昭和54年4月1日制定）第126条の規定により、議会の決定を求める。

1 第18回都道府県議会議員研究交流大会への派遣

- (1) 目的 都道府県議会議員が一堂に会し、共通する政策課題等についての情報や意見の交換を行うとともに、大会参加を通じて議員間の一層の連携を深め、もって地方分権の時代に即応した議会機能の充実と活力に満ちた地域づくりに資する。
- (2) 派遣場所 東京都
- (3) 派遣日 平成30年11月13日
- (4) 派遣議員 金岡佳時議員、下村勝幸議員、田中徹議員、浜田豪太議員、加藤漠議員、梶原大介議員、西森雅和議員、石井孝議員の8名とし、欠員が生じた場合は、議長が別に指名することができる。

2 地方議会活性化シンポジウム2018への派遣

- (1) 目的 地方議会議員等を対象とし、地方議会に対する関心の低下や議員のなり手不足等の課題が深刻化してきている中、地方議会への多様な人材の参画をどのように実現するか意見交換を行い、広く情報発信することに資する。
- (2) 派遣場所 東京都
- (3) 派遣日 平成30年11月19日
- (4) 派遣議員 武石利彦議員、大野辰哉議員の2名とし、欠員が生じた場合は、議長が別に指名することができる。

3 韓国全羅南道姉妹交流・木浦共生園90周年記念訪問団事業への派遣

- (1) 目的 韓国全羅南道姉妹交流・木浦共生園90周年記念訪問団事業各種行事参加
- (2) 派遣場所 韓国
- (3) 派遣日 平成30年10月30日から11月1日までの間
- (4) 派遣議員 久保博道議員、橋本敏男議員の2名とし、欠員が生じた場合は、議長が別に指名することができる。

4 計画の変更

派遣議員の事故、派遣先の都合や交通事情等により計画の変更を要する場合、その決定は議長が行う。

30 高政企第 162 号
平成 30 年 10 月 12 日

高知県議会議長 土森正典様

高知県知事 尾崎正直

印

議案の追加提出について

平成 30 年 9 月高知県議会定例会に、次に記載する議案を別紙のとおり追加提出します。

第 25 号 高知県公害審査会の委員の任命についての同意議案

議発第3号

意見書議案の提出について

平成30年9月高知県議会定例会に「私学助成の充実強化等に関する意見書」議案を別紙のとおり提出します。

平成30年10月12日

高知県議会議長 土森正典様

提出者 高知県議会議員 池脇純一

同 横山文人

同 今城誠司

同 田中徹

同 梶原大介

同 橋本敏男

同 高橋徹

同 米田稔

私学助成の充実強化等に関する意見書

本県の私立学校（高等学校、中学校、小学校及び幼稚園）は、建学の精神に基づき、時代や社会の要請に応じた特色ある教育を展開することにより、我が国の公教育の発展に大きな役割を果たしている。

今後、公教育の一翼を担う私立学校が、国の進める教育改革に的確に対応し、我が国の将来を担う子供たちに時代の変化に対応できる知識や能力を身につけるためには、新たな教育に対応した環境を整備する必要がある。

しかしながら、このための莫大な経費を全て私立学校が負担するには、各私立学校ともおのずと限界がある上に、少子化の進行等により経営環境は厳しさを増し、授業料等の増額を抑制する社会の風潮の中で授業料の改定もままならないのが現状である。

加えて、平成31年10月に消費税が10%に増税されれば、学校法人の負担増につながるなど、一層厳しい局面に立たされることとなる。

また、学校施設の耐震化とあわせて附帯設備の長寿命化、学校教育におけるＩＣＴ環境の整備については、公教育を担う学校に共通する基盤の整備促進を図る観点から、国の責務として私立学校へのさらなる支援が必要である。

さらには、高等学校等就学支援金制度によっても、なお公私間の授業料負担格差は継続しており、このたび創設された私立中学校等の低所得世帯の生徒等への授業料支援制度もまた支援金額としてはわずかである。我が国の将来を担う子供たちの学校選択の自由、教育機会の保障の観点からも、就学支援金制度の拡充強化を通じた公私間の学費負担の格差是正は重要な課題である。

よって、国におかれでは、私立高等学校等教育の重要性を認識し、教育基本法第8条の「私立学校教育の振興」を名実ともに確立するため、現行の私学助成に係る国庫補助制度を堅持し一層の充実を図るとともに、私立学校の施設耐震化補助の拡充等教育環境の整備充実や、私立学校の保護者の経済的負担の軽減のための就学支援金制度の拡充強化を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 土 森 正 典

衆議院議長
参議院議長
内閣總理大臣
財務大臣
總務大臣
文部科学大臣

様

議発第4号

意見書議案の提出について

平成30年9月高知県議会定例会に「平成31年度当初予算等における林野公共事業予算確保に関する意見書」議案を別紙のとおり提出します。

平成30年10月12日

高知県議会議長 土森正典様

提出者 高知県議会議員 西内 健

同 野町雅樹

同 金岡佳時

同 依光晃一郎

同 桑名龍吾

同 武石利彦

同 前田強

同 中内桂郎

同 中根佐知

平成31年度当初予算等における林野公共事業予算確保に関する意見書

我が国は、地形が急峻であり、地震や火山活動も活発であることに加え、梅雨や台風時期に豪雨が集中すること等から、災害を受けやすい宿命を負っている。このような自然条件下において、森林整備・治山事業は、明治以来一貫して荒廃した森林の再生等に取り組み、安全な国土基盤の形成を通じて我が国の豊かな発展を支え続けてきた。

特に、近年、地球温暖化の影響等により局地的豪雨が増加する中、昨年の平成29年7月九州北部豪雨による流木災害や、全国的に襲来した台風等により甚大な被害が発生した。本年発生した平成30年7月豪雨においては、西日本を初めとした広域に及ぶ記録的豪雨により、河川の氾濫や浸水害、山地災害が発生し、平成最悪の死者数が200名を超える甚大な災害となった。7月豪雨による高知県の民有林の林業被害額は8月31日時点で213億1,600万円、これに国有林の被害額22億4,100万円を加えると235億5,700万円になる。さらに9月6日に発生した平成30年北海道胆振東部地震では、山間部において大規模かつ多数の山腹崩壊が発生するなど大きな爪跡を残した。このような危機的状況を踏まえ、復旧対策はもとより、国民の安全・安心な暮らしの実現を図るため、事前防災・減災や災害に強い健全な森林づくりによる緑の国土強靭化を一層強力に推進していかねばならない。

あわせて、今般成立した「森林經營管理法」に基づく新たな森林管理システムの創設も踏まえ、主伐の増加に対応する確実な再造林を初め、森林資源の循環利用を通じた林業の成長産業化の実現に向けた路網整備の推進や、国際的に表明した温室効果ガスの削減目標を達成するための森林吸収源対策を推進することが肝要である。

よって、国におかれでは、森林整備事業及び治山事業については、全力でこれに取り組む必要があるため、次の事項を実現するよう特に強く要望する。

- 1 森林環境譲与税（仮称）は、自然的・社会的条件が不利な森林の整備を推進するという新たな需要に対応するものであることから、この措置によって林野公共事業が削減されることのないようにすること。その上で、森林整備事業及び治山事業をこれまで以上に強力に推進するため、平成31年度当初予算において予算の大幅な拡充を図ること。
- 2 平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震の発生等を踏まえ、国民の安全・安心な暮らしの実現を図るため、復旧対策はもとより、事前防災・減災や災害に強い健全な森林づくりによる緑の国土強靭化を、予備費や補正予算等の緊急の財政措置も含めて一層強力に推進すること。

3 林業の生産性を向上し、成長産業化の実現に向けて、木材の安定供給を効果的・効率的に行う幹線となる林道等の路網整備を強力に推進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 土 森 正 典

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
総 務 大 臣
農 林 水 産 大 臣
環 境 大 臣
林 野 庁 長 官

様

議発第5号

意見書議案の提出について

平成30年9月高知県議会定例会に「キャッシュレス化の推進を求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

平成30年10月12日

高知県議会議長 土森正典様

提出者 高知県議会議員 西森雅和

同 黒岩正好

同 池脇純一

キャッシュレス化の推進を求める意見書

世界各国のキャッシュレス決済比率を比較すると、キャッシュレス化が進展している国は40%～60%台であるのに対し、我が国は20%にとどまっているのが現状である。

日本でキャッシュレス支払いが普及しにくい背景として、治安のよさやにせ札の少なさ等の社会情勢に加え、消費者が現金に不満を持たず、キャッシュレスに漠然と不安を持っていること、さらには店舗における端末負担コストやネットワーク接続料、加盟店手数料等のコスト構造の問題等が挙げられている。

しかし、近年は実店舗における人手不足やインバウンド対応、スマートフォンを活用した支払いサービスの登場等、キャッシュレス推進の追い風となる動きも見受けられる。

政府も平成26年に閣議決定された「「日本再興戦略」改定2014」において、2020年オリンピック・パラリンピック等を踏まえ、キャッシュレス化に向けた対応策を検討するなど、これまで4回にわたりキャッシュレス推進の方針を打ち出している。平成30年閣議決定の「未来投資戦略2018」では、「今後10年間（2027年6月まで）に、キャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とすることを目指す」としている。

キャッシュレス化の推進は、事業者の生産性向上やインバウンド需要の取り込み、消費者の支払いの利便性向上に加え、データの蓄積を通じたイノベーションの実現にもつながるなど、経済全体に大きなメリットがある。

よって、国におかれでは、次の事項につき、実現されるよう強く要望する。

- 1 実店舗等がコスト負担している支払い手数料のあり方を見直すなど、ビジネスモデル変革のための環境整備を行うこと。
- 2 地域商店街等と連携したポイント制度などのインセンティブ措置を検討し、消費者に対する利便性向上を図ること。
- 3 QRコード等のキャッシュレス支払いに関する技術的仕様の標準化を行うなど、サービスの統一規格や標準化等を整備すること。
- 4 産官学が連携して必要な環境整備を進めていくとともに、キャッシュレス支払いを通じて新たに生み出されるデータの利活用によるビジネスモデルを促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 土 森 正 典

内閣総理大臣
財務大臣
経済産業大臣
国土交通大臣 } 様

議発第6号

意見書議案の提出について

平成30年9月高知県議会定例会に「日米地位協定の抜本改定を求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

平成30年10月12日

高知県議会議長 土森正典様

| | | |
|-----|---------|------|
| 提出者 | 高知県議会議員 | 塚地佐智 |
| 同 | 中根佐知 | |
| 同 | 吉良富彥 | |
| 同 | 米田稔 | |
| 同 | 石井孝 | |
| 同 | 大野辰哉 | |
| 同 | 橋本敏男 | |
| 同 | 前田強 | |
| 同 | 高橋徹 | |
| 同 | 上田周五 | |
| 同 | 坂本茂雄 | |
| 同 | 中内桂郎 | |

日米地位協定の抜本改定を求める意見書

本年7月27日、全国知事会は、2016年11月に設けた「米軍基地負担に関する研究会」の調査結果を踏まえ、日米地位協定の抜本改定を含む「米軍基地負担に関する提言」を、米軍基地のない自治体も含め全会一致で採択した。

全国知事会の提言は、調査結果として、日米安全保障体制の重要性を前提としながらも、現状や改善すべき課題として、基地存在自治体での住民等への過大な負担、基地周辺以外での飛行訓練による住民の不安、地位協定が制定以来一度も改定されず、運用改善では不十分であること、沖縄県への基地の集中、基地返還による経済効果が基地経済を大きく上回ることを確認し、基地問題は、「各自治体住民の生活に直結する重要な問題であることから、何よりも国民の理解が必要」としている。

そして具体的な提言として、（1）米軍の低空飛行訓練ルートや訓練を行う時期の速やかな事前情報提供、（2）日米地位を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として適用させること、（3）事件・事故時の自治体職員による迅速で円滑な基地立ち入りの保障、（4）騒音規制措置の実効性ある運用、（5）米軍基地の整理・縮小・返還の促進一を求めている。

この内容は、3度の米軍機墜落事故を経験し、たび重なる低空飛行訓練に不安を強いられてきた高知県民の願いと一致する内容である。

よって、国におかれては、全国知事会の「提言」の実現に向け、全力で取り組むことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 土 森 正 典

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
外務大臣
防衛大臣
内閣府特命担当大臣
(沖縄及び北方対策)

議発第7号

意見書議案の提出について

平成30年9月高知県議会定例会に「国民の暮らし、地域経済に深刻な打撃を与える2019年10月の消費税10%への増税中止を求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

平成30年10月12日

高知県議会議長 土森正典様

提出者 高知県議会議員 塚地佐智

同 中根佐知

同 吉良富彦

同 米田稔

国民の暮らし、地域経済に深刻な打撃を与える2019年10月の 消費税10%への増税中止を求める意見書

国民の暮らしや地域経済は今、大変深刻な状況である。消費税の8%への増税によって、戦後初めて2年連続で個人消費がマイナスになった。増税と、年金カット・医療・介護など社会保障費負担増、賃金低下、物価上昇の三重苦のもとで、「これ以上節約するところがない」と悲鳴が上がっている。

ところが政府は、2019年10月の消費税率10%への引き上げをあくまで行う姿勢を崩していない。税率10%への引き上げで1人当たり年間2万7,000円、1世帯当たり6万2,000円の増税という試算も出ている。このような状況で消費税を引き上げれば、税率が5%から8%になったときの大不況が再来することは避けられない。

加えて、税率引き上げと同時に実施を狙う「軽減税率」には、重大な問題がある。飲食料品と週2回以上発行の新聞代は税率8%に据え置かれるが、運送費や加工費、広告宣伝費など10%の分の値段は値上がりする。また、8%と10%の線引きは単純ではない。そして、2023年に導入される「インボイス制度（適格請求書等保存方式）」は、地域経済を担う中小業者にとって大きな負担となり、免税業者が商取引から排除されるという重大な問題がある。

そもそも消費税は、所得の少ない人ほど負担が重く、貧困と格差を拡大する根本的な欠陥を持つ税制である。増税されるたびに消費税の滞納額がふえ、国税滞納額に占める消費税の割合が高くなっているのはその証拠といえる。

日本国憲法は、応能負担原則にのっとった税制の確立を要請している。

財務省が9月3日発表した2017年度の法人企業統計によると、大企業の内部留保は425.8兆円となり、前年度より22.4兆円ふえ、2012年度比で1.28倍、当期純利益も2.3倍となり、法人税減税を初めとした優遇政策によって、大企業は利益を拡大し続け、富の一極集中が改めて示されている。

消費税増税ではなく、税金の集め方、使い方を見直し、大企業や富裕層を優遇する不公平税制を正すべきである。軍事費や不要不急の大型公共工事への歳出を減らし、暮らしや社会保障、地域経済振興優先に税金を使い、内需主導で家計を温める経済政策をとるべきである。そうすれば、社会保障制度の拡充も、財政再建の道も開くことができる。

よって、国におかれでは、国民の暮らし、地域経済に深刻な打撃を与える2019年10月の消費税10%への増税を中止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 土 森 正 典

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣 } 様

議発第8号

意見書議案の提出について

平成30年9月高知県議会定例会に「後期高齢者の窓口負担は原則1割負担を継続するよう求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

平成30年10月12日

高知県議会議長 土森正典様

| | | |
|-----|---------|------|
| 提出者 | 高知県議会議員 | 塚地佐智 |
| 同 | 中根佐知 | |
| 同 | 吉良富彥 | |
| 同 | 米田稔 | |
| 同 | 石井孝 | |
| 同 | 大野辰哉 | |
| 同 | 橋本敏男 | |
| 同 | 前田強 | |
| 同 | 高橋徹 | |
| 同 | 上田周五 | |
| 同 | 坂本茂雄 | |
| 同 | 中内桂郎 | |

後期高齢者の窓口負担は原則1割負担を継続するよう求める意見書

経済的な理由で必要な受診ができない高齢者がふえている。高齢夫婦無職世帯では、生活費などが毎月約5.5万円不足し(総務省「平成29年家計調査報告」)、貯金を取り崩して生活せざるを得ず、また「貯金なし」の高齢者世帯は15.1%('平成28年国民生活基礎調査')に上るというのが高齢者の実情である。

6月15日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」(骨太方針2018)では、「世代間の公平性や制度の持続性確保の観点から、後期高齢者の窓口負担の在り方について検討する」とされた。具体的には、医療費窓口負担を現行の原則1割から2割にする議論が始まっている。

年金収入も減る中、後期高齢者の窓口負担の原則2割化は、治療が長期にわたる高齢者の生活を圧迫し、必要な医療が受けられない事態が深刻化する。

高知保険医協会も取り組んだ「2015年受診実態調査」の全国集計では、回答した医療機関の73%が、後期高齢者の患者窓口負担の原則2割への引き上げは「受診抑制につながる」と回答している。厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会でも、2割化によって受診抑制が広がるなど、懸念する声も出されている。

必要な受診がされなければ、重症化してからの受診が広がり、結果的に医療費は増大することになる。また、高齢者の負担増は、介護に携わる現役世代の生活をも圧迫することになり、全世代に多大な影響を与える。今、必要なのは高額療養費の限度額引き下げを初めとする患者負担の軽減である。

よって、国におかれては、高齢者の実情に配慮し、後期高齢者の窓口負担について、原則1割負担を継続するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 土森正典

内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
厚生労働大臣

平成30年10月12日

高知県議会議長 土森正典様

| | | |
|------------------|------|---|
| 高知県議会 総務委員会委員長 | 明神健夫 | 印 |
| 同 危機管理文化厚生委員会委員長 | 池脇純一 | 印 |
| 同 商工農林水産委員会委員長 | 西内健 | 印 |
| 同 産業振興土木委員会委員長 | 加藤漠 | 印 |
| 同 議会運営委員会委員長 | 梶原大介 | 印 |

継続審査調査の申出書

当委員会は、閉会中もなお次の事件について、継続して審査並びに調査を要するものと決定したから、高知県議会議規則第73条の規定により申し出ます。

記

総務委員会

- 1 県行政の企画調整に関すること。
- 2 県の総合開発に関すること。
- 3 広報に関すること。
- 4 行財政運営に関すること。
- 5 職員の人事、研修、福利厚生等に関すること。
- 6 市町村その他公共団体の行政一般に関すること。
- 7 情報化の推進に関すること。
- 8 統計に関すること。
- 9 県の財産に関すること。
- 10 学校教育及び社会教育に関すること。
- 11 文化財の保護に関すること。
- 12 公共の安全と秩序の維持に関すること。
- 13 出納に関すること。

危機管理文化厚生委員会

- 1 防災その他危機管理に関すること。
- 2 健康及び保健衛生に関すること。
- 3 社会福祉に関すること。
- 4 社会保障に関すること。
- 5 文化振興に関すること。
- 6 國際交流に関すること。
- 7 消費者保護、交通安全その他の県民生活の安定に関すること。
- 8 公立大学法人及び私立学校に関すること。
- 9 人権に関すること。
- 10 スポーツ振興に関すること。
- 11 電気事業及び工業用水道事業に関すること。
- 12 病院事業の運営に関すること。

商工農林水産委員会

- 1 商業に関すること。
- 2 工鉱業に関すること。
- 3 計量に関すること。
- 4 労働に関すること。
- 5 科学技術の振興に関すること。
- 6 農業に関すること。
- 7 森林及び林業に関すること。
- 8 自然環境の保全に関すること。
- 9 環境衛生に関すること。
- 10 公害の防止に関すること。
- 11 海洋及び水産業に関すること。
- 12 主要食糧の需給調整に関すること。

産業振興土木委員会

- 1 産業振興計画に関すること。
- 2 地域振興に関すること。
- 3 公共交通に関すること。
- 4 観光に関すること。
- 5 道路及び河川に関すること。
- 6 都市計画に関すること。
- 7 住宅及び建築に関すること。
- 8 港湾その他土木に関すること。

議会運営委員会

- 1 議会の運営に関すること。
- 2 次期議会の会期、日程等に関すること。
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関すること。
- 4 議長の諮問に関すること。

議案関係

委員会審査結果一覧表

| 事件の番号 | 件名 | 所管委員会 | 審査結果 | 備考 |
|--------|--|---|-------------------------------|------|
| 第 1 号 | 平成30年度高知県一般会計補正予算 | 総務委員会 危機管理委員会 農業委員会 商工委員会 林水産委員会 土木委員会 | 原案可決 〃 〃 〃 〃 〃 | 全会一致 |
| 第 2 号 | 平成30年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算 | 商工農業委員会 危機管理委員会 文化委員会 土木委員会 | 原案可決 〃 〃 〃 | 全会一致 |
| 第 3 号 | 平成30年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算 | 商工農業委員会 危機管理委員会 文化委員会 土木委員会 | 原案可決 〃 〃 〃 | 〃 |
| 第 4 号 | 平成30年度高知県電気事業会計補正予算 | 商工農業委員会 危機管理委員会 文化委員会 土木委員会 | 原案可決 〃 〃 〃 | 〃 |
| 第 5 号 | 平成30年度高知県病院事業会計補正予算 | 商工農業委員会 危機管理委員会 文化委員会 土木委員会 | 原案可決 〃 〃 〃 | 〃 |
| 第 6 号 | 高知県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例議案 | 商工農業委員会 危機管理委員会 文化委員会 土木委員会 | 原案可決 〃 〃 〃 | 〃 |
| 第 7 号 | 高知県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例議案 | 商工農業委員会 危機管理委員会 文化委員会 土木委員会 | 原案可決 〃 〃 〃 | 〃 |
| 第 9 号 | 高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例等の一部を改正する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案 | 商工農業委員会 危機管理委員会 文化委員会 土木委員会 | 原案可決 〃 〃 〃 | 〃 |
| 第 10 号 | 高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例議案 | 商工農業委員会 危機管理委員会 文化委員会 土木委員会 | 原案可決 〃 〃 〃 | 〃 |
| 第 11 号 | 高知県病院等の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案 | 商工農業委員会 危機管理委員会 文化委員会 土木委員会 | 原案可決 〃 〃 〃 | 〃 |
| 第 12 号 | 高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案 | 商工農業委員会 危機管理委員会 文化委員会 土木委員会 | 原案可決 〃 〃 〃 | 〃 |
| 第 13 号 | 高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案 | 商工農業委員会 危機管理委員会 文化委員会 土木委員会 | 原案可決 〃 〃 〃 | 〃 |
| 第 14 号 | 高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案 | 商工農業委員会 危機管理委員会 文化委員会 土木委員会 | 原案可決 〃 〃 〃 | 〃 |
| 第 15 号 | 高知県が当事者である和解の申立てに関する議案 | 商工農業委員会 危機管理委員会 文化委員会 土木委員会 | 原案可決 〃 〃 〃 | 〃 |
| 第 16 号 | 高知県が当事者である和解の申立てに関する議案 | 商工農業委員会 危機管理委員会 文化委員会 土木委員会 | 原案可決 〃 〃 〃 | 〃 |

| | | | | |
|--------------|--|---|--------------------------|--------------------------|
| 第 17 号 | 新足摺海洋館飼育設備工事請負契約の締結に関する議案 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽設備工事委託に関する議案 協定の締結に関する議案 | 産業振興土木委員会 産業振興土木委員会 産業振務委員会 総産業振興土木委員会 | 原案可決 〃 〃 〃 〃 | 全会一致 〃 〃 〃 〃 |
| 第 18 号 | 高知新港荷役機械整備工事請負契約の締結に関する議案 高知警察署庁舎新築建築主体工事請負契約の締結に関する議案 和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案 | 産業振興土木委員会 産業振務委員会 産業振務委員会 総産業振興土木委員会 | 原案可決 〃 〃 〃 〃 | 全会一致 〃 〃 〃 〃 |
| 第 19 号 | 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽工事委託に関する協定 の一部を変更する協定の締結に関する議案 | 産業振務委員会 | 原案可決 〃 | 賛成多数 〃 |
| 第 20 号 | 高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部 を改正する条例議案 | 総務委員会 | 原案可決 〃 | 全会一致 〃 |
| 第 21 号 | 平成30年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告 | 総務委員会 | 承認 〃 | 全会一致 〃 |
| 第 22 号 | 高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例議案 | 危機管理文化厚生委員会 | 原案可決 〃 | 全会一致 〃 |
| 第 8 号 | 報第 23 号 | 議発第 1 号 | | |

平成30年9月高知県議会定例会議決一覧表

議案関係

| 事件の番号 | 件名 | 議決結果 | 議決年月日 |
|-------|---|------|----------|
| 第1号 | 平成30年度高知県一般会計補正予算 | 原案可決 | 30.10.12 |
| 第2号 | 平成30年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算 | 〃 | 〃 |
| 第3号 | 平成30年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算 | 〃 | 〃 |
| 第4号 | 平成30年度高知県電気事業会計補正予算 | 〃 | 〃 |
| 第5号 | 平成30年度高知県病院事業会計補正予算 | 〃 | 〃 |
| 第6号 | 高知県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例議案 | 〃 | 〃 |
| 第7号 | 高知県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例議案 | 〃 | 〃 |
| 第8号 | 高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案 | 〃 | 〃 |
| 第9号 | 高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案 | 〃 | 〃 |
| 第10号 | 高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例議案 | 〃 | 〃 |
| 第11号 | 高知県病院等の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案 | 〃 | 〃 |
| 第12号 | 高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案 | 〃 | 〃 |
| 第13号 | 高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案 | 〃 | 〃 |
| 第14号 | 高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案 | 〃 | 〃 |
| 第15号 | 高知県が当事者である和解の申立てに関する議案 | 〃 | 〃 |
| 第16号 | 高知県が当事者である和解の申立てに関する議案 | 〃 | 〃 |
| 第17号 | 新足摺海洋館飼育設備工事請負契約の締結に関する議案 | 〃 | 〃 |
| 第18号 | 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽設備工事委託に関する協定の締結に関する議案 | 〃 | 〃 |
| 第19号 | 高知新港荷役機械整備工事請負契約の締結に関する議案 | 〃 | 〃 |
| 第20号 | 高知警察署新築建築主体工事請負契約の締結に関する議案 | 〃 | 〃 |
| 第21号 | 和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案 | 〃 | 〃 |
| 第22号 | 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結に関する議案 | 〃 | 〃 |
| 第23号 | 平成29年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案 | 継続審査 | 30.10.3 |
| 第24号 | 平成29年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案 | 〃 | 〃 |
| 第25号 | 高知県公害審査会の委員の任命についての同意議案 | 同 意 | 30.10.12 |
| 報第1号 | 平成29年度高知県一般会計歳入歳出決算 | 継続審査 | 30.10.3 |
| 報第2号 | 平成29年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算 | 〃 | 〃 |

| 事 件 の 番 号 | 件 名 | 議決結果 | 議 決 年 月 日 |
|--------------|---|------|--------------|
| 報第3号 | 平成29年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算 | 継続審査 | 30.10.3 |
| 報第4号 | 平成29年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算 | 〃 | 〃 |
| 報第5号 | 平成29年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算 | 〃 | 〃 |
| 報第6号 | 平成29年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算 | 〃 | 〃 |
| 報第7号 | 平成29年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算 | 〃 | 〃 |
| 報第8号 | 平成29年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算 | 〃 | 〃 |
| 報第9号 | 平成29年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算 | 〃 | 〃 |
| 報第10号 | 平成29年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算 | 〃 | 〃 |
| 報第11号 | 平成29年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算 | 〃 | 〃 |
| 報第12号 | 平成29年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算 | 〃 | 〃 |
| 報第13号 | 平成29年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算 | 〃 | 〃 |
| 報第14号 | 平成29年度高知県県営林事業特別会計歳入歳出決算 | 〃 | 〃 |
| 報第15号 | 平成29年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算 | 〃 | 〃 |
| 報第16号 | 平成29年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算 | 〃 | 〃 |
| 報第17号 | 平成29年度高知県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算 | 〃 | 〃 |
| 報第18号 | 平成29年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算 | 〃 | 〃 |
| 報第19号 | 平成29年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算 | 〃 | 〃 |
| 報第20号 | 平成29年度高知県電気事業会計決算 | 〃 | 〃 |
| 報第21号 | 平成29年度高知県工業用水道事業会計決算 | 〃 | 〃 |
| 報第22号 | 平成29年度高知県病院事業会計決算 | 〃 | 〃 |
| 報第23号 | 平成30年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告 | 承 認 | 30.10.12 |
| 議発 第 1 号 | 高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例議案 | 原案可決 | 〃 |
| 議発 第 2 号 | 議員を派遣することについて議会の決定を求める議案 | 〃 | 30.10.3 |
| 議発 第 3 号 | 私学助成の充実強化等に関する意見書議案 | 〃 | 30.10.12 |
| 議発 第 4 号 | 平成31年度当初予算等における林野公共事業予算確保に関する意見書議案 | 〃 | 〃 |
| 議発 第 5 号 | キャッシュレス化の推進を求める意見書議案 | 〃 | 〃 |
| 議発 第 6 号 | 日米地位協定の抜本改定を求める意見書議案 | 否 決 | 〃 |
| 議発 第 7 号 | 国民の暮らし、地域経済に深刻な打撃を与える2019年10月の消費税10%への増税中止を求める意見書議案 | 〃 | 〃 |
| 議発 第 8 号 | 後期高齢者の窓口負担は原則1割負担を継続するよう求める意見書議案 | 〃 | 〃 |